

①

住宅地  
集合住宅地

開発行為等面積  
0.1 ha以上(1,000㎡)  
または、  
住宅の計画戸数10戸以上

NO

YES

緑化指導不要  
(可能な限りの緑化)

開発行為面積  
0.3 ha以上(3,000㎡以上)

NO

YES

A

B

緑化面積、数量及び方法

- ・住宅地  
1宅地10本以上の中木及び高木  
または、  
 $((1 - \text{建ぺい率}) \times 15\% \text{以上}) \times \text{敷地面積}$
- ・集合住宅地  
計画戸数に15本を加えた本数以上の  
中木及び高木  
または、  
 $((1 - \text{建ぺい率}) \times 15\% \text{以上}) \times \text{敷地面積}$

左記に加えて

- ・開発区域面積の3%以上かつ  
面積150㎡以上の公園、緑地  
を設置
- ・緑化計画書の提出  
(条例第14条)
- ・緑化協定の締結  
(条例第15条)

市街化調整区域

NO

YES

鉋物掘探等の届出  
※詳細につきましては、公園緑地課へ

緑化工事完了後、速やかに完了届(第9条関係)を公園緑地課へ提出  
※完了届はメール または 窓口にて提出してください